

つなはぐ 基金の流れ



※現金だけでなく、ご自宅で栽培されたお野菜の寄付も受け付けております。
(購入されたり譲り受けたりされたお野菜は受け付けできません)

寄付の方法

現金の寄付

直接お持ちいただく場合

平日8:30～17:15の間に日野町社会福祉協議会へお持ちください。

銀行振込の場合

「寄付申込書」に必要事項を記入し、郵送、メール、またはFAXで日野町社会福祉協議会へご提出ください。専用の振込依頼書をお送りしますので、指定口座へお振込みください。

※「寄付申込書」はホームページからダウンロードしていただくか、日野町社会福祉協議会へご連絡ください。

野菜の寄付

平日8:30～17:15の間に
日野町社会福祉協議会
へお持ちください。



寄付金の税制優遇

個人の場合

確定申告によって、所得税法（第78条）の「寄附金控除（所得控除）」を受けることができます。

法人の場合

確定申告によって、法人税法（第37条）の規定により、一定の限度内で「損金算入」することができます。

つなはぐ基金に関するお問い合わせ

社会福祉法人日野町社会福祉協議会

〒529-1602 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地（日野町勤労福祉会館内）

地域福祉課 電話: **0748-52-1219** FAX: 0748-52-2009

メール: hureai01@rmc.ne.jp

ホームページ: <http://www.hinoshakyo.or.jp/>

つなはぐ基金のことや日野町社会福祉協議会の活動について情報発信中!
フォローよろしくお願いいたします。



©HINO_SHAKYO1219